

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年 11 月 14 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 13 件

厚生年金保険関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900119号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1900001号

第1 結論

昭和20年4月1日から昭和31年11月19日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年4月1日から昭和31年11月19日まで

支給済期間 : ① 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和22年3月1日から昭和31年11月19日まで

国(厚生労働省)の記録において、A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金支給済みと記録されているが、当時、私は脱退手当金制度を知らなかったため、脱退手当金の請求をするはずがなく、昭和32年*月*日に長女を出産し、その後しばらくの間、病院及び自宅で療養していたので、支給日とされている同年2月7日に脱退手当金を受け取ることもできない。

そこで、総務省年金記録確認近畿地方第三者委員会に確認申立てを行ったが認められず、その後、近畿厚生局に訂正請求を行ったが認められなかった。

今回、当初の訂正請求時の答申書、年金記録照会申出書、履歴整理表、メモ、日本年金機構の回答及び戸籍の資料計9枚を添付するので、再度調査の上、請求期間について、脱退手当金を受給していない厚生年金保険被保険者期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 請求者の訂正請求については、i) 請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、請求期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「給付種類 脱手」「支給期間 122」「支給金額 22,791」「支給年月日 32.2.7」等が記載されており、当該記載内容はオンライン記録と一致している上、請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 当時の脱退手当金の受領方法は、社会保険出張所(当時)で受領する「当地払」のほか、本人の住所から最も便利と認められる銀行又は郵便局で受領する「隔地払」があり、隔地払いの場合、社会保険出張所は、日本銀行に小切手を振り出し、請求者に国庫金送金通知書を送付するとともに、年金記録上は当該小切手の振出日を脱退手当金の支給年月日として記録し、当該小切手の振出日から1年間は、国庫金送金通知書による脱退手当金の受領が可能であったことを踏まえると、脱退手当金の支給年月日において受領が困難であったことをもって、脱退手当金が支給されていないと言いはないこと、iii) 請求期間に係る脱退手当金の支給年月日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金が受給できなかったことを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはないことがわせず、このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に

平成 27 年 10 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

今回の訂正請求に際し、請求者は、資料として当初の訂正請求時の答申書、年金記録照会申出書、履歴整理表、メモ、日本年金機構の回答及び戸籍の資料計 9 枚を添付し、脱退手当金の請求手続を行った記憶はないし、受給した記憶もないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、近畿厚生局において上記の資料を確認したが、本事案の認定に係る新たな事情の記載はなく、これまでの決定を変更するような新たな資料及び事情はない。

- 2 脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点や矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前記 1 のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点や矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で請求者が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900113号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900123号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月1日から昭和56年4月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和56年4月1日となっているが、同事業所には、前職退職直後の昭和54年4月1日から正規職員として勤務しており、厚生年金保険料が控除されていた上、保険証も国民健康保険証ではなく会社のものであったと記憶している。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社における請求者の雇用保険記録によると、請求者は、請求期間の一部において、同事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、A社は、昭和56年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となった旨記録されており、請求期間においては、厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、請求者は、同日付けで同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法によると、厚生年金保険の適用事業所とする要件は、「常時5人以上の従業員を使用するもの」と規定されているところ、雇用保険の記録によると、請求期間において、A社における雇用保険の被保険者となっていた者は、請求者を含め二人のみであり、このほかに、同事業所が請求期間において、常時5人以上の従業員を使用していた事情はうかがえない。

さらに、A社の事業主は、事業所は既に解散しているため資料の保管はなく、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付並びに厚生年金保険料控除の有無について不明である旨回答している。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和56年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が判明した元同僚3人に対し照会したところ、そのうち一人から回答を得られたが、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900078号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1900021号

第1 結論

平成9年9月から平成11年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年9月から平成11年3月まで

私は、知人から国民年金に遡って加入できると言われ、平成11年10月頃に妻と一緒にA県B市C区役所に出向き、同区役所の窓口において夫婦で国民年金の加入手続を行った。

請求期間に係る国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行ったときに、B市C区役所の窓口において交付された納付書を用いて、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をD郵便局で納付してくれた。

しかし、年金記録を見ると、妻の記録は保険料納付済期間となっているのに、私の記録は未納期間となっており、請求期間に係る国民年金保険料の領収証書は所持していないが、当時、当該期間の国民年金保険料を納付するにあたり、預金口座から現金を引き出した記録のある私名義の預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成11年10月頃にB市C区役所において、妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、同区役所から交付された納付書を用いて、妻が夫婦二人分の請求期間に係る国民年金保険料を郵便局で納付した旨主張している。

しかしながら、請求者が主張する前述の加入手続時点において、請求者の請求期間に係る国民年金保険料は、過年度保険料(国庫金)として納付することになるところ、B市は過年度保険料に係る納付書は原則交付していなかった旨回答している。

また、請求者の妻に係るオンライン記録によると、請求期間と同じ期間に係る国民年金保険料が平成11年10月29日及び同年11月29日に納付されているところ、請求者から提出された請求者名義の預金通帳において、当該納付日の前後に出金記録が確認できるものの、支出科目等についての記載がなく、保険料納付を行ったとする請求者の妻も当時の出金の使途について覚えていない旨陳述しており、これらの事情から、請求者の当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

さらに、請求者の妻は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、D郵便局で納付した旨陳述しているが、B市内の郵便局における国民年金保険料の収納管理を行うゆうちょ銀行E貯金事務センターは、国民年金保険料の領収済通知書の保管期限は10年である旨回答しており、郵便局における国民年金保険料の納付について確認することができない。

加えて、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られている上、収納機関からの納付通知の電子化等、事務処理の機械化が一層促進されている時期であることから、納付記録が欠落することは考え難い。

このほか、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の妻が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900109号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900124号

第1 結論

- 1 請求者の社団法人A協会連合会(現在は、公益社団法人A協会連合会)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年12月28日から平成2年1月1日に訂正し、平成元年12月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。
平成元年12月28日から平成2年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成元年12月28日から平成2年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :
2 請求内容の要旨
請 求 期 間 : ① 昭和63年4月1日から同年7月1日まで
② 平成元年12月28日から平成2年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、社団法人A協会連合会における被保険者資格取得日が昭和63年7月1日、被保険者資格喪失日が平成元年12月28日となっているが、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和63年4月1日、被保険者資格喪失日を平成2年1月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②について、公益社団法人A協会連合会の回答及び同事業所から提出された一人別給与一覧表等により、請求者が、当該期間において同事業所に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
また、請求期間②の標準報酬月額については、前述の一人別給与一覧表により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。
なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における被保険者資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日と同じ日となっており、事業主が請求内容どおりの届出をしたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から請求者の資格喪失日を平成元年12月28日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求期間①について、公益社団法人A協会連合会の回答及び同事業所から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳等から、請求者が請求期間①のうち昭和63年4月8日から同事業所に勤

務していたことがうかがえるものの、請求者の同事業所に係る雇用保険の記録における資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ日であり、請求期間①において、請求者の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳の厚生年金保険料の欄を見ると、昭和 63 年 7 月から同年 12 月までの各月は厚生年金保険料控除額が記載されているが、同年 4 月から同年 6 月までの各月は厚生年金保険料控除額が記載されておらず、公益社団法人 A 協会連合会は、「請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料は給与から控除していない。」旨回答している。

さらに、請求期間①において社団法人 A 協会連合会における厚生年金保険の被保険者記録がある者のうち所在が判明した複数の者に照会を行ったものの、それぞれの親族等から高齢等の理由により回答できない旨の連絡があり、これらの者から請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900209号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900125号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成25年12月5日は63万9,000円及び平成26年6月25日は3万8,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日及び平成26年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年12月5日
② 平成26年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額63万9,000円及び請求期間②において標準賞与額3万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は63万9,000円及び請求期間②は3万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900210号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900126号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は49万7,000円及び同年12月4日は6万9,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額49万7,000円及び請求期間②において標準賞与額6万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は49万7,000円及び請求期間②は6万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900211号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900127号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額に係る記録を42万8,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額42万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、42万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900212号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900128号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月5日の標準賞与額に係る記録を37万9,000円とすることが必要である。

平成25年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額37万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成25年*月*日から平成26年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、37万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900213号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900129号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年6月24日は53万8,000円、同年12月5日は2万6,000円及び平成26年6月25日は14万6,000円とすることが必要である。

平成23年6月24日、同年12月5日及び平成26年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年6月24日
② 平成23年12月5日
③ 平成26年6月25日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額53万8,000円、請求期間②において標準賞与額2万6,000円及び請求期間③において標準賞与額14万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は53万8,000円、請求期間②は2万6,000円及び請求期間③は14万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900214号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900130号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成26年12月5日は55万5,000円及び平成27年6月25日は13万1,000円とすることが必要である。

平成26年12月5日及び平成27年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月5日
② 平成27年6月25日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額55万5,000円及び請求期間②において標準賞与額13万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成26年*月*日から平成27年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は55万5,000円及び請求期間②は13万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900215号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900131号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成20年12月5日は12万7,000円、平成24年6月25日は30万2,000円及び平成27年12月4日は88万3,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日、平成24年6月25日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年12月5日
② 平成24年6月25日
③ 平成27年12月4日

請求期間①、②及び③にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額12万7,000円、請求期間②において標準賞与額30万2,000円及び請求期間③において標準賞与額88万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①、②及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間、平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間及び平成27年*月*日から平成29年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は12万7,000円、請求期間②は30万2,000円及び請求期間③は88万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900216号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900132号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を66万7,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額66万7,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成29年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、66万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900217号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900133号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成23年12月5日は30万5,000円及び平成24年12月5日は16万円とすることが必要である。

平成23年12月5日及び平成24年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月5日
② 平成24年12月5日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間①において標準賞与額30万5,000円及び請求期間②において標準賞与額16万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成23年*月*日から平成24年*月*日までの期間及び同年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該各期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は30万5,000円及び請求期間②は16万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900218号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900134号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成27年6月25日は72万8,000円及び同年12月4日は20万6,000円とすることが必要である。

平成27年6月25日及び同年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とされない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者が請求期間①において標準賞与額72万8,000円及び請求期間②において標準賞与額20万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から同年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、請求期間①は72万8,000円及び請求期間②は20万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900160号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900135号

第1 結論

請求者のA社における平成28年1月8日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

平成28年1月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年1月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年1月8日

請求期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されたが、当該賞与の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給料支払明細書により、請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900161号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900136号

第1 結論

請求者のA社における平成28年1月8日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成28年1月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年1月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年1月8日

請求期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されたが、当該賞与の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び給料支払明細書により、請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。